令和5年8月8日改訂

「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A

(目次)

1. 総論 7頁~

- Q1:今回の運用明確化の適用日が令和4年5月1日であるということは、令和4年4月から雇用される従業員について、特定類型該当性に関する誓約を求める必要はないということでしょうか。また、4月入学の学生についても入学の際の特定類型該当性確認は不要でしょうか。
- Q2:令和4年5月1日時点で既に雇用している従業員の特定類型該当性は、就 業規則において兼業や利益相反行為を禁止又は申告制にしていれば、これ までに報告された兼業報告等の内容を特に確認する必要はないでしょうか。
- Q3:特定類型該当性の確認は日本人の従業員や研究者、学生等についてもしなければいけませんか。
- Q4:特定類型に該当する者には、自然人だけでなく法人その他の団体も含まれますか。また、居住者だけでなく非居住者も含まれますか。
- Q5:類型該当性の確認と、輸出者等遵守基準の規定の関係について教えてくだ さい。
- Q6:特定類型に該当する居住者への技術提供は、キャッチオール規制の対象に なりますか。
- Q7:特定類型に該当する居住者に係るキャッチオール規制について、経済産業省からインフォームがあった場合のみ許可申請を行えば良いですか。
- Q8:従業員が新たに特定類型に該当することとなった場合、どのように対応すれば良いでしょうか。
- Q9:従業員が特定類型該当者であると確認した場合、経済産業省への報告が必要ですか。
- Q10:従業員が新たに特定類型に該当することとなった場合において、当該従業員を従来と同じ業務に従事させながら許可を申請して仮に不許可になる場合であって、雇用契約において職種の限定が付いている等の理由から外為法管理対象技術へのアクセスを制限できない場合、どのように対応すれば良いですか。

2. 他の法人が関与する技術提供について 10頁~

Q11:本邦法人Xから本邦法人Yに対して技術提供をする場合において、本邦 法人Yで技術を受領するものが特定類型に該当する居住者A(本邦法人Y に雇用されている)である場合、本邦法人X又は本邦法人Yは許可申請を行

- う必要はありますか。
- Q12:Q11のケースで、居住者Aが受領した技術を、居住者Aから本邦法人 Yの社内の従業員B(特定類型該当者)へ提供する場合、本邦法人Yは許可 申請を行う必要はありますか。
- Q13:Q11のケースで、本邦法人Yで技術を受領する者が本邦法人Yの指揮命令下にない者C(取締役、学生等)である場合、Q11と同様、本邦法人 X及び本邦法人Yのいずれについても許可申請は不要となりますか。
- Q14:他大学の研究室と共同研究を行うことになりました、相手研究室の参加者について特定類型該当性を確認する必要はありますか。
- Q15:本邦の派遣先企業Xに、本邦の派遣元企業Yから派遣されている派遣労働者(居住者)がおり、派遣期間中、派遣先企業に雇用されている従業員A(居住者)から派遣労働者B(居住者)に対して技術提供がされる場合があります。派遣労働者Bが特定類型に該当する場合、派遣先企業X又は派遣元企業Yは許可申請を行う必要はありますか。

3. 特定類型該当性の確認について(役務通達別紙1-3) 13頁~

- Q16:取引の相手方が特定類型に該当するか否かについて、どのように判断すればよいですか。
- Q17: 役務通達別紙1-3では、受領者が提供者の指揮命令下にあるか否かで該当性判断の基準が異なっていますが、指揮命令下にある場合とは、どのような場合ですか。
- Q18:指揮命令下にない場合とは、どのような場合ですか。
- Q19:指揮命令下にない取締役や監査役の特定類型該当性はどのような書類 から確認すれば良いですか。
- Q20:当社/大学では、就業規則で兼業や利益相反行為を禁止又は届出制としております。就業規則は新たに雇用される従業員も対象となっていますので、特定類型該当性把握の観点で、別途、新たに雇用される従業員から誓約書を取得する必要はないのではないのでしょうか。
- Q21:当社で新たに雇用する正社員だけでなく、パートやアルバイト、技能実習生についても、特定類型該当性を誓約書により確認する必要がありますか。
- Q22:社内/学内には外為法管理対象技術をあきらかに扱わない、あるいは、 許可例外(公知の技術など)となっている技術しか扱わない者がいるのです が、このような者についても特定類型該当性を確認する必要はありますか。
- Q23:入社時には外為法管理対象技術を全く扱わない部署に配属される従業 員について、入社時には誓約書を取得せず、外為法管理対象技術を扱う部署

に異動した際に取得することとしても良いですか。

- Q24:当社で採用する前の内定段階で、内定者から誓約書を取得しても良いで すか。
- Q25:「指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めていること」と解される、「就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。当社の就業規則はこれに該当しますか。
- Q26: 就業規則において利益相反行為が禁止又は申告制になっていない場合 や、就業規則の一部の規定(副業規定等)が適用されない雇用契約の従業員 がいる場合には、就業規則の変更をしなければなりませんか。
- Q27:他社からの出向者を受け入れる場合、当該出向者の特定類型該当性の確認はどうすればよいですか。
- Q28:定年退職し、契約社員として再雇用される従業員について特定類型該当性の確認のための誓約書を再度取得する必要はありますか。また、再雇用契約の更新時に誓約書の取得は必要でしょうか。
- Q29:取引の相手方が特定類型に該当するか否かについて役務通達別紙1-3によらず、独自の方法で確認しても良いでしょうか。
- Q30: 役務通達別紙1-3では、特定類型に該当する可能性があると経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解されるとされています。経済産業省の連絡について、その具体的な方法・内容等を教えてください。また、連絡を受ける場合、当該連絡内容は第三者に共有しても良いでしょうか。
- Q31:役務通達別紙1-3では、特定類型に該当する可能性があると経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解されるとされています。経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する旨の連絡を受けた場合に、当該居住者が自身は特定類型に該当しないと主張している場合は、「漫然と」提供することになりますか。

4. 誓約書例について(役務通達別紙1-4) 18頁~

- Q32: 役務通達別紙1-4に記載のある誓約書例は修正して利用しても良いでしょうか。
- Q33:誓約書には押印が必要でしょうか。また、自署でなくても構わないで しょうか。

- Q34:誓約書例では特定類型③に関する記載がありませんが、その理由はなんでしょうか。
- Q35:誓約書は必ず紙媒体で取得や保管が必要でしょうか。また、Microsoft Forms や Google フォームといったツールを使用して取得することも可能でしょうか。紙で取得した誓約書を PDF ファイル等に変換して保存してもよいでしょうか。
- Q36:誓約書の保存期間について、定めはありますか。
- Q37:従業員に誓約書の提出を拒否された場合、当該従業員を類型非該当として扱っても、法人等として果たすべき注意義務を履行していると考えて良いでしょうか。
- Q38:技術の受領者が誓約書に虚偽の回答をした場合、当該回答を信頼して技術を提供した提供者は無許可でのみなし輸出を行ったとして罰則や行政処分の対象になりますか。

5. 各類型共通事項について 21頁~

- Q39:特定類型における「外国政府等」に、以下①~④は含まれますか。
 - ①国営企業又は公営企業
 - ②国公立の大学・研究機関
 - ③国連その他の国際機関
 - ④日本の独立行政法人等に相当する公的組織
- Q40:特定類型における「外国法人等」に、外国法人の本邦における支店も含まれますか。

6. 類型①について 22頁~

- Q41:外国のグループ会社と役職員の地位を兼任している者は特定類型①(役務通達1(3)サ①をいいます。以下同じ。)に該当しますか。
- Q42:特定類型①の例外規定(ロ)が適用される「グループ外国法人等」にい わゆる兄弟会社は入りますか。
- Q43:本邦法人である当社には、外国法人等であって「グループ外国法人等」ではない法人と従業員の地位を兼任している者がいます。当社と当該外国法人等との間では、当社の指揮命令権が優先する関係にあることを合意しています。この場合、当該者は特定類型①に該当しますか。
- Q44:特定類型①の(イ)に該当するためには、指揮命令関係又は善管注意義務の優劣に関して契約書を締結する必要がありますか。
- Q45:外国法人等の子会社である本邦法人(すなわち、いわゆる外資系企業であるが、外国法人ではない。)に雇用される者は特定類型①に該当しますか。

- Q46:本邦大学である本学Xの教授Aは、外国の大学Yの教授職も兼任しています。教授Aは特定類型①に該当しますか。
- Q47:本邦法人Xの従業員Aは、外国法人Yにおいて雇用されています。本邦 法人Xは、外国法人Yにおける勤務を兼業として承認していますが、その場 合においても従業員Aは特定類型①に該当しますか。
- Q48:特定類型①において指揮命令や善管注意義務を負わせる「委任契約、請 負契約その他の契約」は具体的にどのような契約が含まれているのでしょ うか。判断基準や具体例を示してもらえませんか。

7. 類型②について 24頁~

- Q49:特定類型②(役務通達1(3)サ②をいいます。以下同じ。)における「多額の金銭その他の重大な利益を得ている」とは、過去、そのような利益を得たことのある者を含みますか。
- Q50:学生時代に外国政府より返済義務のない奨学金を受けていた者や、入社 後の現在も外国政府から受領した奨学金の返済を行っている社員がいますが、 このような者は特定類型②に該当するのでしょうか。
- Q51:本学Xの教授Aは、外国政府等から研究資金の提供を受けていますが、 使途は研究費に限定されており、受領者本人を含む人件費には充てることは できないことになっています。この場合、当該研究資金は特定類型②における 「多額の金銭その他の重大な利益」に該当しますか。
- Q52:本学Xが主宰する研究室Yは、外国政府等から研究資金の提供を受けています。この場合、研究室Yに所属する教授Bは特定類型②に該当しますか。
- Q53:金銭以外の利益を受ける場合、当該利益はどのように金銭換算すれば良いですか。

8. 類型③について 26頁~

Q54:外国の国家情報活動について、法律上協力義務を負う者は特定類型③ (役務通達1(3)サ③をいいます。以下同じ。)に該当しますか。

9. 許可申請実務について 26頁~

- Q55:居住者Aが特定類型に該当する居住者B(非居住者Cの影響を受けている)に対して技術提供を行う場合、誰に対して技術を提供するものとして許可申請が必要になりますか。
- Q56:居住者Aが特定類型に該当する居住者Bに対して技術提供を行う場合 において、居住者Bが複数の外国法人等に雇用される等して影響を受けてい る場合、そのすべての外国法人等を利用する者として許可申請を行う必要が

ありますか。

- Q57:特定類型に該当する居住者について許可申請をする場合、利用する者は どのように確認すれば良いですか。
- Q58:居住者Aが特定類型に該当する居住者B(非居住者Cの影響を受けている)に対して技術提供を行う場合、居住者Aから非居住者Cを利用する者として許可申請することになりますが、当該技術について居住者Bが非居住者Cに対する提供に関する許可を取得している場合は、居住者Aから非居住者Cに対する技術提供に関する許可は必要になりますか。
- Q59:特定類型に該当する居住者について許可申請を行う場合、特定類型に該当することだけをもって一律に不許可になりますか。
- Q60:特定類型に該当する居住者に対して、法第25条第1項又は第2項に基づく提供を行うに当たり、包括許可は利用できますか。

10. 大学・研究機関関連 28頁~

- Q61:役務通達別紙1-3(1)1. に記載のある「商慣習上当該役務取引を 行う上で通常取得することとなる契約書等の書面」は、今回の省令・通達等の 改正が施行される以前から、本学において学生を受け入れる際に学生等から 入手していた書類と解釈して良いでしょうか。
- Q62:学生から取得している書類からは、外国政府等から奨学金を得ていることは分かりますが、年間所得の何%を占めているかまでは分かりません。この場合は、当該学生は役務通達別紙1-3の1(1)アの「特定類型②に該当することが明らかである場合」に該当しないものとして扱って良いでしょうか。
- Q63:所属する教職員から外国の大学から名誉教授の称号を得ているが問題が無いかとの相談がありました。当該教職員を類型②の該当者として扱う必要はありますか。
- Q64:外国の大学に籍を置く大学教授等をサバティカル制度において本邦大学で受け入れる場合、当該教授等は類型①に該当しますか。
- Q65:学内で大学主催の非公開の学位論文発表会を予定しています。発表会では、外為法管理対象技術に言及する可能性があります。この場合、参加者の特定類型該当性を確認し、該当者がいる場合は、事前に経産省への許可申請を行う必要はあるのでしょうか。

1. 特定類型全般について

Q1:今回の運用明確化の適用日が令和4年5月1日であるということは、令和4年4月から雇用される従業員について、特定類型該当性に関する誓約を求める必要はないということでしょうか。また、4月入学の学生についても入学の際の特定類型該当性確認は不要でしょうか。

- ▶ ご理解の通りです。
- ▶ 令和4年4月から雇用される従業員については、本明確化時点で、既に雇用されている従業員と扱っていただいて構いません。すなわち、当該従業員からの誓約書の取得は必要ありません。
- ▶ 令和4年4月入学の学生についても、外為法上、本明確化の適用日までに特定類型該当性確認は必要ありませんが、本明確化後に技術を提供する場合には、特定類型該当性の確認を行っていただく必要があります。

Q2:令和4年5月1日時点で既に雇用している従業員の特定類型該当性は、就業規則において兼業や利益相反行為を禁止又は申告制にしていれば、これまでに報告された兼業報告等の内容を特に確認する必要はないでしょうか。

- ▶ 令和4年5月1日時点で既に雇用している従業員の特定類型該当性の確認については、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合における報告義務が課されていればよく、就業規則等の内部規則において副業行為を含む利益相反行為を禁止又は申告制としていれば、当該報告義務が課されていると解釈されます。
- ▶ ただし、これは、就業規則において兼業や利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は、当該従業員の最新の兼業状況等が企業において適切に把握されているという前提に立ったものですので、万が一、当該従業員のこれまでの兼業報告等の内容が把握できていない場合には、改めてその内容を確認する必要があります。
- ▶ 例えば、令和4年5月1日時点で既に雇用している従業員がその時点より以前から外国法人等と兼業している場合は、当然、当該従業員は特定類型該当者となりますので、適切な技術管理が必要となります。
- ▶ なお、副業行為を含む利益相反行為を禁止・申告制にしている内部規則の例 については、Q25を御確認ください。

- Q3:特定類型該当性の確認は日本人の従業員や研究者、学生等についてもしなければいけませんか。
- ▶ 国籍にかかわらず、居住者(自然人)であって特定類型に該当する者に対して外為法管理対象技術を提供する場合には、経済産業省の許可が必要となります。
- ▶ したがって、日本人の従業員や研究者、学生等についても特定類型該当性の 確認対象となります。
- Q4:特定類型に該当する者には、自然人だけでなく法人その他の団体も含まれますか。また、居住者だけでなく非居住者も含まれますか。
- ▶ 特定類型に該当する者は、居住者である自然人に限定されています。
- Q5:類型該当性の確認と、輸出者等遵守基準の規定の関係について教えてください。
- ➤ 不正輸出を未然に防止する等の観点から、輸出者等には、輸出者等遵守基準省令に沿った輸出管理が求められているところ、特定重要貨物等の輸出者等に対してはより厳格な基準が定められています。本基準において、特定重要貨物等の輸出者等に対し、「特定重要貨物等の用途及び当該特定重要貨物等の需要者等を確認する手続を定め、当該手続に沿って用途及び需要者等の確認を行うこと。」(第1条第2号二)とされています。このため、特定重要貨物等の輸出者等においては、当該需要者等を確認する手続として、取引の相手方の特定類型該当性の確認の手続についても定めていただき、当該手続に沿った確認を行っていただく必要があります。
- Q6:特定類型に該当する居住者への技術提供は、キャッチオール規制の対象になりますか。
- 対象です。
- ➤ 居住者Aから居住者Bへの外国為替令別表第16項に掲げる技術の提供であって、居住者Bが非居住者Cの影響を受けている場合(すなわち、居住者Bが特定類型に該当する場合)において、当該技術に関する非居住者Cの用途等がキャッチオール規制の要件に該当する場合は、許可が必要になります。

Q7:特定類型に該当する居住者に係るキャッチオール規制について、経済産業省からインフォームがあった場合のみ許可申請を行えば良いですか。

- ▶ 役務通達別紙1-3に沿った確認により類型該当者と判断された居住者へのキャッチオール規制の適用に関しては、補完規制通達に基づき、技術の提供の際に用途、需要者等の確認が必要になります。
- ▶ すなわち、提供先である類型該当者等から、①提供を受けた技術が核兵器等や通常兵器等の開発等に使用される旨の連絡を受けた場合、②当該技術の利用者(特定類型に該当する居住者に影響を与えている非居住者)が核兵器等の開発等を行う又は行った旨が文書等により記載・記録され、若しくはその旨の連絡を受けた場合、③当該類型該当者に影響を与える非居住者である外国法人等及び外国政府等が外国ユーザーリストに掲載されている場合は客観要件に基づくキャッチオール規制の対象となり得ます。
- ▶ ただし、例えば、法人と所属する従業員(特定類型に該当する居住者)の間での技術提供など、取引を行うにあたって通常契約書等の文書をやりとりしない場合には、追加的に書類を取得して客観要件の該当性を確認していただく必要はありません。

Q8:従業員が新たに特定類型に該当することとなった場合、どのように対応すれば良いでしょうか。

- ▶ 当該従業員に対して外為法上の規制対象技術を提供する場合に、許可申請いただくことを想定しております。
- ▶ 許可申請中又は不許可になった場合において、当該技術へのアクセスを制限 しつつ業務に従事させることを否定するものではありません。

Q9:従業員が特定類型該当者であると確認した場合、経済産業省への報告が必要ですか。

- ▶ 当省への報告は必要ありません。
- ▶ 当該従業員に対して外為法上の規制対象技術を提供する場合には、許可申請をしてください。

Q10:従業員が新たに特定類型に該当することとなった場合において、当該従業員を従来と同じ業務に従事させながら許可を申請して仮に不許可になる場合

であって、雇用契約において職種の限定が付いている等の理由から外為法管理対象技術へのアクセスを制限できない場合、どのように対応すれば良いですか。

- ▶ 提供者の判断によりますが、質問のような限定的なケースにおいては、当該 従業員を配置転換又は解雇せざるを得ない場面が生じ得ることも認識して おります。
- ▶ 配置転換又は解雇の有効性は最終的には司法の場で判断されるものでありますが、一般的には、外為法上の規制を遵守するために配置転換を行うケースであれば通常濫用的な配置転換には該当しないものと認識しております。また、社内で雇用契約について見直すことも含めて配置転換を行うよう努力をいただいてもなお、ほかに代替手段がなく、やむを得ず解雇を行うケースであれば、通常、解雇権の濫用には該当しないものと認識しております。
- ▶ 解雇が不可避であるようなケースは限定的であると認識しておりますが、必要に応じ、個別にご相談いただけますと幸いです。

2. 他の法人が関与する技術提供について

Q11:本邦法人Xから本邦法人Yに対して技術提供をする場合において、本邦法人Yで技術を受領するものが特定類型に該当する居住者A(本邦法人Yに雇用されている)である場合、本邦法人X又は本邦法人Yは許可申請を行う必要はありますか。

- ▶ 本邦法人Xから本邦法人Yに対して技術提供をする場合において、本邦法人 Yで技術を受領するものが特定類型に該当する居住者A(本邦法人Yに雇用 されている)である場合、本邦法人Xから本邦法人Y、本邦法人Yから居住 者Aという順序で技術が移転するものと解釈されます。
- ▶ この場合、まず、①本邦法人Xから本邦法人Yに対する技術提供は、国内に おける居住者(法人)同士の取引であり、外為法の規制対象外になります。
- 次に、②本邦法人Yから居住者Aに対して技術提供が行われるところ、I.本邦法人Yが役務取引規制の趣旨を潜脱して居住者Aに技術を取得させることを目的として本邦法人Xから技術を受領させる場合や、Ⅱ.本邦法人Xと本邦法人Yの間の技術提供に係る契約において居住者Aに提供することが明記されている場合など特殊な場合を除いて、ご質問のようなケースでは通常本邦法人Yと居住者Aとの間には、提供者と受領者の間で技術を提供し受領することについて合意が発生し、当該合意の履行として提供が行われる関係が存在しないと考えられますので「取引」(法第25条第1項、第2項)に該当しないものとして外為法の規制対象外になります。

- > また、I. 又はI. に該当する場合は、居住者Aを雇用する本邦法人Yが、経済産業省への許可申請を行うこととなります。
- ▶ 他社からの出向者については、Q27をご確認ください。

Q12:Q11のケースで、居住者Aが受領した技術を、居住者Aから本邦法人 Yの社内の従業員B(特定類型該当者)へ提供する場合、本邦法人Yは許可申請 を行う必要はありますか。

▶ 本邦法人Yから従業員B(特定類型該当者)への技術提供と解されますので、 外為法管理対象技術を提供する場合は、経済産業省への許可申請が必要となります。

Q13:Q11のケースで、本邦法人Yで技術を受領する者が本邦法人Yの指揮命令下にない者C(取締役、学生等)である場合、Q11と同様、本邦法人X及び本邦法人Yのいずれについても許可申請は不要となりますか。

- ▶ 技術を受領する者が本邦法人Yの指揮命令下にない者C(取締役、学生等)である場合は、本邦法人Xから本邦法人Yへの技術提供ではなく、本邦法人Xから当該者C(取締役、学生等)への技術提供であると整理されるため、本邦法人Xにおいて、当該者Cの特定類型該当性の確認を行い、必要な場合には経済産業省への許可申請を行っていただくことになります。
- ▶ なお、商慣習上当該技術提供にあたり通常取得する書面(契約書等)から特定類型該当性が明らかでない場合は、特定類型非該当として扱っていただいて構いません。

Q14:他大学の研究室と共同研究を行うことになりました、相手研究室の参加者について特定類型該当性を確認する必要はありますか。

- ▶ 当該参加者が大学の教職員の場合はQ11をご確認ください。
- ▶ 当該参加者が学生の場合は、特定類型該当性を確認していただく必要がありますが、商慣習上共同研究を実施するに当たり通常取得する書面(契約書等)から特定類型該当性が明らかでない場合は、特定類型非該当として扱っていただいて構いません。

- Q15:本邦の派遣先企業Xに、本邦の派遣元企業Yから派遣されている派遣労働者(居住者)がおり、派遣期間中、派遣先企業に雇用されている従業員A(居住者)から派遣労働者B(居住者)に対して技術提供がされる場合があります。派遣労働者Bが特定類型に該当する場合、派遣先企業X又は派遣元企業Yは許可申請を行う必要はありますか。
- ➤ 派遣先企業 X の従業員 A (居住者) から派遣労働者 B (特定類型に該当する居住者) への技術提供については、法令上、①派遣先企業 X から派遣元企業 Y 、②派遣元企業 Y から派遣労働者 B という順序で技術が移転するものと解釈されます。
- ➤ この場合、まず、①派遣先企業 X から派遣元企業 Y に対する技術提供は、 国内における居住者(法人)同士の取引であり、外為法の規制対象外になります。
- ▶ 次に、②派遣元企業Yから派遣労働者Bに対して技術提供が行われるところ、I.派遣元企業Yが役務取引規制の趣旨を潜脱して派遣労働者Bに技術を取得させることを目的として派遣先企業Xから技術を受領させる場合や、II.派遣先企業Xと派遣元企業Yの間の技術提供に係る契約において派遣労働者Bに提供することが明記されている場合など特殊な場合を除いて、通常、派遣元企業Yと派遣労働者Bとの間には、提供者と受領者の間で技術を提供し受領することについて合意が発生し、当該合意の履行として提供が行われる関係が存在しないと考えられますので「取引」(法第25条第1項、2項)に該当しないものとして外為法の規制対象外になります。請負業務や委託業務において他社の従業員に技術提供をする場合も同様の考え方となります。
- ➤ また、I.又はII.に該当する場合は、派遣元企業Yにおいて派遣労働者Bの特定類型該当性の確認を行い、許可申請を行うこととなりますが、御質問のようなケースにおける「派遣先企業Xと派遣元企業Yの間の技術提供に係る契約」は労働者派遣契約となり、労働者派遣契約において派遣労働者を明記することは「特定目的行為」(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第6項)に該当するため、同法律が遵守されていれば、II.に該当する場合は通常想定されません。(注)
- ▶ I.又はII.に該当しない場合は、派遣元企業Yにおいても派遣労働者Bの 特定類型該当性の確認を行う必要はありません。
- ▶ なお、安全保障上の機微な技術管理を適切に実施する観点から、より厳格な対応として、例えば、派遣先企業から派遣元企業に対して、派遣労働者の特定類型該当性の確認などの相談がある場合もあり得るところ、派遣元

企業においても、「「みなし輸出」管理の明確化」の趣旨をご理解の上、当該相談があった場合には派遣労働者から誓約書を取得する等の対応のご検討をお願いいたします。

注:紹介予定派遣の場合も同様の整理ですが、労働者派遣契約書面その他紹介予定派遣の一環で当該契約に基づき派遣先企業と派遣元企業との間で合意する書面により、紹介予定の派遣労働者が特定されている場合は、Ⅱ.に該当します。

3. 特定類型該当性の確認について(役務通達別紙1-3)

Q16:取引の相手方が特定類型に該当するか否かについて、どのように判断すればよいですか。

- ▶ 提供者が取引の相手方に対して技術を提供するにあたり、通常果たすべき注意義務を果たした結果として確認できる範囲で特定類型への該当性を判断していただくことを想定しています。具体的には、役務通達別紙1-3に沿った確認を行っていれば通常果たすべき注意義務を果たしているものと考えられます。
- ▶ 提供者が取引の相手方に対して技術を提供するにあたり、通常果たすべき注意義務を果たした場合において、受領者が特定類型に該当していることが判明しなかった場合、外為法上の刑事罰及び行政処分の対象になりません。

Q17: 役務通達別紙1-3では、受領者が提供者の指揮命令下にあるか否かで該当性判断の基準が異なっていますが、指揮命令下にある場合とは、どのような場合ですか。

- ▶ 指揮命令下にある場合とは、雇用関係又はそれに準ずる関係(準ずる関係とは、雇用契約以外の契約に基づき労務を提供しているものの、業務の実態から労働基準法上の労働者性が認められるような場合を指す。)にある場合を指します。
- ➤ この場合は、役務通達別紙1-3の1(2)に従い、誓約書の取得等により 特定類型該当性の確認をしていただく必要があります。

Q18:指揮命令下にない場合とは、どのような場合ですか。

▶ 例えば、会社における取締役や監査役、あるいは大学における学生が受領者となる場合、企業・大学との雇用関係がなければ、通常受領者は提供者の指

揮命令下にはないものと考えられます。

- ▶ この場合、役務通達別紙1-3の1(1)に従い、商慣習上通常取得することとなる書面により特定類型該当性の確認をしていただく必要があります。
- ▶ ただし、例えば、取締役や監査役などが、雇用関係又はそれに準ずる関係にあるような役職を併任している場合などは、指揮命令下にある場合として、役務通達別紙1-3の1(2)に従い、誓約書の取得等により特定類型該当性の確認をしていただく必要があります。

Q19:指揮命令下にない取締役や監査役の特定類型該当性はどのような書類から確認すれば良いですか。

▶ 例えば、貴社と取締役・監査役との間で交わされる委任契約書、就任に当たって取得する就任承諾書や経歴書等が考えられます。

Q20:当社/大学では、就業規則で兼業や利益相反行為を禁止又は届出制としております。就業規則は新たに雇用される従業員も対象となっていますので、特定類型該当性把握の観点で、別途、新たに雇用される従業員から誓約書を取得する必要はないのではないのでしょうか。

▶ 就業規則に基づく確認と誓約書による確認は互いに補完するものと考えております。そのため、本通達改正の適用日以降に指揮命令下に入る居住者に対しては誓約書も取得していただく必要があります。

Q21:当社で新たに雇用する正社員だけでなく、パートやアルバイト、技能 実習生についても、特定類型該当性を誓約書により確認する必要があります か。

▶ 雇用形態にかかわらず、貴社の指揮命令に服することとなる居住者については、指揮命令に服した時点において、誓約書を取得していただき、特定類型該当性の確認を行う必要があります。

Q22: 社内/学内には外為法管理対象技術をあきらかに扱わない、あるいは、許可例外(公知の技術など)となっている技術しか扱わない者がいるのですが、このような者についても特定類型該当性を確認する必要はありますか。

- ▶ 外為法において管理される技術が提供されることが全く想定されない方や 貿易外省令に規定されている許可例外の対象となる技術しか扱うことが想 定されていない方については、役務通達別紙1-3に基づく確認を行う必 要はありません。
- ▶ ただし、このような方が実際は特定類型に該当しており、実際に技術提供が生じた場合、類型該当性の確認をしていないため、提供者は免責されません。

Q23:入社時には外為法管理対象技術を全く扱わない部署に配属される従業員について、入社時には誓約書を取得せず、外為法管理対象技術を扱う部署に 異動した際に取得することとしても良いですか。

▶ 貴社の指揮命令下に入る居住者(従業員)の特定類型該当性については、入 社日以降、遅くとも当該居住者へ外為法管理対象技術を提供する前までに、 誓約書の取得により確認する必要があります。

Q24: 当社で採用する前の内定段階で、内定者から誓約書を取得しても良いですか。

- ▶ 新規採用予定者(居住者)の特定類型該当性について、採用前に事前に確認いただくこと自体は、当該新規採用予定者の任意の協力を得た上で行っていただいても差し支えありません。
- ➤ その場合であっても、採用後に改めて当該新規採用者から特定類型該当性に 関する誓約書を取得していただく必要があります。

Q25:「指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めていること」と解される、「就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。当社の就業規則はこれに該当しますか。

- ▶ 副業行為を含む利益相反行為を禁止・申告制にしている内部規則の例は、 厚生労働省のモデル就業規則となります。
- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyon ushi/model/index.html

➤ このうち、第11条(遵守事項)及び第70条(副業・兼業)の規定の内容に準じたものが就業規則等の社内規則において規定されていれば、「指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めている」ことと解されることになります。

Q26: 就業規則において利益相反行為が禁止又は申告制になっていない場合 や、就業規則の一部の規定(副業規定等)が適用されない雇用契約の従業員がい る場合には、就業規則の変更をしなければなりませんか。

- ▶ 就業規則等の社内規則において副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制に現時点でなっていない場合、必ずしも就業規則等の社内規則の変更を求めるものではなく、例えば、令和4年5月1日以降に従業員から特定類型該当性に関する誓約書を取得し、その中で、「今後新たに特定類型に該当することとなった場合には、報告を行うこと」等を誓約書等で追加的に求めていれば、役務通達別紙1-3のガイドラインに沿った対応をしているものと考えられます。
- ▶ こうした項目を追加的に求めている誓約書例については、「安全保障貿易管理ガイダンス [入門編]」の別添5-2を参照ください。

Q27:他社からの出向者を受け入れる場合、当該出向者の特定類型該当性の確認はどうすればよいですか。

- ▶ いわゆる在籍型出向や転籍型出向のケースにおいては、通常、出向者と出向 先企業の間には雇用関係があるものと認識しており、この場合においては、 当該出向者は当該出向先企業の指揮命令下にあると考えられるため、当該出 向先企業は役務通達の別紙1-3の1(2)に従った確認として当該出向者 から誓約書を取得していただく必要があります。
- ▶ 当該出向者が特定類型に該当しており、外為法管理対象技術を提供する場合には、出向先企業において許可申請が必要となります。
- ▶ なお、出向先企業と出向元企業の間に資本関係があるなどいわゆるグループ 会社の関係にある場合も同様です。
- ▶ 派遣労働者については、Q15を参照してください。

Q28:定年退職し、契約社員として再雇用される従業員について特定類型該当性の確認のための誓約書を再度取得する必要はありますか。また、再雇用契約の 更新時に誓約書の取得は必要でしょうか。

- ▶ 一度正社員が定年退職し、新たに雇用契約を締結するといった形で、雇用関係が一度終了し、再雇用により新たに雇用関係が開始されるのであれば、新たに御社の指揮命令下に入ると解されるため、当該再雇用者が指揮命令に服した時点において、誓約書を改めて取得していただく必要があります。
- ▶ その後の再雇用契約の更新といった雇用関係が継続している場合においては、誓約書を改めて取得していただく必要はありません。

Q29:取引の相手方が特定類型に該当するか否かについて役務通達別紙1-3によらず、独自の方法で確認しても良いでしょうか。

- ▶ 企業、大学等が独自の方法で特定類型の該当性を確認することは必ずしも否定されません。
- ▶ ただし、当該独自の方法により特定類型非該当と判断された居住者に対し、 経産省の許可を得ずに外為法対象技術を提供した場合であって、当該独自の 方法に基づく類型該当性判断の合理性に疑いがあり、外為法の役務取引許可 を要する取引に該当していた場合には、無許可取引として、技術提供を行っ た企業、大学等が罰則や行政制裁の対象となる可能性があります。

Q30: 役務通達別紙1-3では、特定類型に該当する可能性があると経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解されるとされています。経済産業省の連絡について、その具体的な方法・内容等を教えてください。また、連絡を受ける場合、当該連絡内容は第三者に共有しても良いでしょうか。

- ▶ 特定類型に該当する可能性があると経済産業省から連絡をする場合において、当該連絡に係る方法・内容等は、個別具体的な状況により異なり得ます。しかし、通常は、役務通達別紙1-3に記載のある特定類型の該当性の判断に係るガイドラインに基づく通知を行う前に、提供者(提供者が法人である場合は、提供者である法人の適切な連絡先)に対して、通知の方法・内容等について事実上の相談をすることを想定しています。
- ▶ 連絡に係る情報の取り扱いは、個別具体的な状況により異なり得るため、特段のルールは存在しません。しかし、個別具体的な事情に応じ、機微な情報

が含まれる可能性があるところ、情報管理の方法などについては経済産業省から個別に相談する可能性があります。

Q31: 役務通達別紙1-3では、特定類型に該当する可能性があると経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解されるとされています。経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する旨の連絡を受けた場合に、当該居住者が自身は特定類型に該当しないと主張している場合は、「漫然と」提供することになりますか。

- ▶ 経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する旨の連絡を受けた場合であっても、客観的な根拠とともに反証できる場合には、当該連絡の対象になった者を特定類型に該当しないものとして取り扱うことができます。しかし、主観的な根拠のみに基づき、連絡の対象になった者を特定類型に非該当として取り扱う場合は、「漫然と」技術の提供を行ったものと解されます。
- ▶ また、経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する可能性がある旨の連絡をする場合、当該居住者による自己申告の内容と食い違いがあり得る点を踏まえて連絡を行うところ、当該自己申告の内容と食い違いがあることのみをもって、連絡内容を覆す事実があるとは考えておりません。

4. 誓約書例について(役務通達別紙1-4)

Q32: 役務通達別紙1-4に記載のある誓約書例は修正して利用しても良いでしょうか。

- ▶ 役務通達別紙1-4に記載のある誓約書例は、あくまで例であり、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正することができます。例えば、以下のような修正は、当該趣旨を損なわない範囲であると考えられます。
 - ▶ 同姓同名の者がいない状況又は同姓同名の者を住所以外の情報で区別できる状況において、住所の記載欄を削除すること。
 - ▶ 特定類型②に関して「多額の金銭その他の重大な利益には、債務履行請求の不行使という利益が含まれる」と追記すること。(Q49参照)
 - ▶ 将来的に特定類型該当性に変更が生じた場合には届出を行う旨の記載 を追記すること。
 - ▶ 「誓約」という用語を「申告」や「確認」に修正すること。

- ▶ 4つ目のチェックボックスのうち「ので、誓約は不要です。」部分を削除 すること。
- ▶ そのほか、誓約書例の内容を形式的に修正すること。
- ▶ 一方で、4つ目のチェックボックス全体を削除することは、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なうものと考えられます。すなわち、類型に該当する者のみに誓約をさせる場合、類型に該当しなかった者について、誓約をさせた上で類型に該当しないことを確認したのか、意識せずに類型に該当しないと取り扱ってしまったものなのか、判別がつかないところ、類型に該当しない者からも類型に該当しない旨の誓約又は確認を書面で取得することが必要です。

Q33:誓約書には押印が必要でしょうか。また、自署でなくても構わないでしょうか。

- ▶ 役務通達別紙1-4に記載のある誓約書例は、あくまで例であり、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正することができます。
- ▶ 誓約書への押印や自署がない場合でも、別途、当該誓約又は確認を当該個人が行ったことを示す証跡があれば(当該個人が電子決裁を行った記録がある、当該個人が誓約書の内容を確認した旨のメールが存在する等)、通常特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわないものと考えます。

Q34:誓約書例では特定類型③に関する記載がありませんが、その理由はなんでしょうか。

▶ 特定類型③の該当性については、通常、自己申告により確認されることが 想定されないものと考えられるためですが、役務通達別紙1-4に記載の ある誓約書の例についてはあくまで例ですので、特定類型該当者である個 人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正等をしていた だいて差し支えありません。

Q35:誓約書は必ず紙媒体で取得や保管が必要でしょうか。また、Microsoft Forms やGoogle フォームといったツールを使用して取得することも可能でしょうか。紙で取得した誓約書を PDF ファイル等に変換して保存してもよいでしょ

うか。

- ➤ 誓約書は必ずしも紙媒体で取得・保管していただく必要はなく、Microsoft Forms や Google フォームといったツールを使用して取得していただいて差し支えありません。
- ➤ なお、紙媒体で取得した誓約書を PDF 化して電子的な形式で保存していただくことも差し支えありません。

Q36:誓約書の保存期間について、定めはありますか。

- ▶ 誓約書の保存期間について、適切な技術提供管理をする上で、当該誓約を した者への技術提供が見込まれる期間、例えば従業員の在籍期間、保存を していただくことが望ましいです。
- ▶ また、輸出者等遵守基準において、輸出者等に対しては、輸出等の業務に 関する文書等を適切な期間保存するよう努めることを求めています。
- ▶ 当該規定も踏まえ、特定類型該当者に対する技術提供をした場合においては、自己申告の書類を含む特定類型該当性に関する記録を、輸出等の業務に関する文書等の一部として、通常兵器に関する技術提供であれば5年間、大量破壊兵器等に関する技術提供であれば7年間、保存していただくことが望ましいです。

Q37:従業員に誓約書の提出を拒否された場合、当該従業員を類型非該当として扱っても、法人等として果たすべき注意義務を履行していると考えて良いでしょうか。

- ▶ いいえ。指揮命令下にある従業員から類型に該当しないことの申告がない場合、当該従業員が特定類型に該当する蓋然性が排除されていないところ、当該従業員に対して外為法管理対象技術を提供した場合は、原則、法人等として果たすべき注意義務を履行しているとは考えられません。
- ▶ したがって、当該従業員には、公知・基礎科学研究技術の提供を行う等の技術提供管理を行うこと等を検討いただく必要があります。
- ▶ なお、従業員から類型該当性について誓約書を取得することは、各法人等として当然行われている利益相反管理の取組の一部になるものと想定しております。

Q38:技術の受領者が誓約書に虚偽の回答をした場合、当該回答を信頼して技

術を提供した提供者は無許可でのみなし輸出を行ったとして罰則や行政処分の 対象になりますか。

▶ 提供者が指揮命令下にある居住者に対して求める誓約書について、提供者はその内容の真実性まで確認する必要はありません。そのため、特定類型該当者から提出された誓約書の内容が虚偽であったことに起因して、提供者(例えば、企業)から特定類型該当者(例えば、当該企業の従業員)に対する無許可でのみなし輸出が外形的に発生した場合であっても、他に当該特定類型該当者の特定類型該当性に関する情報を得ていなければ、提供者は当該無許可でのみなし輸出に対して、故意又は過失を有さないため、罰則又は行政処分の対象にはなりません。

5. 各類型共通事項について

- Q39:特定類型における「外国政府等」に、以下①~④は含まれますか。
- ① 国営企業又は公営企業
- ② 国公立の大学・研究機関
- ③ 国連その他の国際機関
- ④ 日本の独立行政法人等に相当する公的組織
- ▶ 「外国政府等」とは、外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体をいいます。
- ▶ ①~③は政府と別の法人格を有している限り、原則「外国政府等」に該当しません。
- ▶ ④は外国の政府機関として「外国政府等」に該当する可能性があります。 なお、日本の独立行政法人は独立行政法人通則法において、国民生活及び 社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務 及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもの のうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある もの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを行うものと されています。

Q40:特定類型における「外国法人等」に、外国法人の本邦における支店も含まれますか。

▶ 「外国法人等」とは、外国法令に基づいて設立された法人その他の団体を いいます。 外国法人の日本支店は、特定類型における「外国法人等」に含まれないと 考えられます。

※役務通達1 (3) サ①において、「外国法人等」は、「その本邦内の支店、出 張所その他の事務所を除く。」としています。

6. 類型①について

Q41:外国のグループ会社と役職員の地位を兼任している者は特定類型①(役務通達1(3)サ①をいいます。以下同じ。)に該当しますか。

- ▶ グループ会社であっても外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体(外国法人等)の指揮命令に服する者等であれば、特定類型①に該当します。
- ▶ 一方で、当該外国法人等と本邦法人又は特定類型該当者との間で、本邦法人の指揮命令権が優先する関係にあることを合意している場合等は、特定類型①の(イ)に該当し例外となります。
- ▶ また、当該外国法人等が本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有するもの又は本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有されるものである場合は、特定類型①の(ロ)に該当し例外となります。

Q42:特定類型①の例外規定(ロ)が適用される「グループ外国法人等」にいわゆる兄弟会社は入りますか。

▶ 役務通達1(3)サ①(ロ)において、「グループ外国法人等」は、「本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等」と定義されておりますので、いわゆる兄弟会社(同一の親会社を持つ会社)は含まれません。

Q43:本邦法人である当社には、外国法人等であって「グループ外国法人等」ではない法人と従業員の地位を兼任している者がいます。当社と当該外国法人等との間では、当社の指揮命令権が優先する関係にあることを合意しています。この場合、当該者は特定類型①に該当しますか。

- ➤ ご質問でいただいたような事例の場合、特定類型①の(イ)に該当するため、 当該従業員は類型①に該当しません。
- ▶ なお、「グループ外国法人等」ではない外国法人等との間で指揮命令権の優 先関係を合意する場合、経済産業省から当該合意の存在及び内容を証する資 料等の提供を求めることがあります。

Q44 特定類型①の(イ)に該当するためには、指揮命令関係又は善管注意 義務の優劣に関して契約書を締結する必要がありますか。

▶ 本邦法人の従業員が外国法人等と兼業している場合における、当該従業員 又は本邦法人と外国法人等との間での、当該本邦法人の指揮命令又は善管 注意義務が当該外国法人等よりも優先することに関する合意については、 必ずしも書面での合意が求められるわけではありませんが、当該外国法人 が「グループ外国法人等」に該当しない場合は、経済産業省から当該合意 の存在及び内容を証する資料等の提供を求めることがあります。

Q45:外国法人等の子会社である本邦法人(すなわち、いわゆる外資系企業であるが、外国法人ではない。)に雇用される者は特定類型①に該当しますか。

▶ 該当しません。しかし、当該本邦法人が事業実態を伴わないSPCであって、 事実上外国法人等と同視できるような場合には、特定類型①に該当する可能 性があります。

Q46:本邦大学である本学Xの教授Aは、外国の大学Yの教授職も兼任しています。教授Aは特定類型①に該当しますか。

- ▶ 特定類型①の(イ)又は(ロ)に該当しない限り、通常特定類型①に該当します。
 - ※なお、名誉教授についてはQ63を参照ください。

Q47:本邦法人Xの従業員Aは、外国法人Yにおいて雇用されています。本邦法人Xは、外国法人Yにおける勤務を兼業として承認していますが、その場合においても従業員Aは特定類型①に該当しますか。

▶ 本邦法人に勤務する者が、外国法人にも雇用される場合、当該者は原則特

定類型①に該当するところ、特定類型該当者へ技術を提供する場合は当該 外国法人への提供を目的とする取引として外為法第25条第1項に基づく 許可申請が必要になります。

▶ 会社としての利害判断と安全保障上の利害判断は異なるため、会社が兼業を認めていたとしても、特定類型に該当する限り、許可申請は必要になります。

Q48:特定類型①において指揮命令や善管注意義務を負わせる「委任契約、請 負契約その他の契約」は具体的にどのような契約が含まれているのでしょうか。 判断基準や具体例を示してもらえませんか。

- ➤ 「委任契約、請負契約その他の契約」とは、いかなる委任契約、請負契約その他の契約を意味するものではなく、①取締役若しくは監査役又はそれらに類する者(大学法人における理事又は監事を含む。)と法人の間の委任契約及び②委任契約、請負契約その他の契約であって雇用契約に準ずるもの(労働基準法上の労働者性が認められるもの)を指します。
- ▶ 例えば、契約内容や提供される労務の具体的な内容にもよりますが、大学教授が出版社との間において出版契約を締結し執筆を行う場合や他大学から依頼を受け論文や執筆物のレビューを行う場合は通常「委任契約、請負契約その他の契約」に該当しないと考えられます。
- ▶ 企業から委託された研究を行う場合や企業・大学と共同で研究を行う場合も、 通常は労働基準法上の労働者性が認められず、通常「委任契約、請負契約そ の他の契約」に該当しないと考えられますが、当該大学教授が専ら一企業か ら委託された研究に従事しており、研究の方向性や内容について当該企業か ら指揮命令を受けているような場合には、労働基準法上の労働者性が認めら れ「委任契約、請負契約その他の契約」に該当する可能性があります。

7. 類型②について

Q49:特定類型②(役務通達1(3)サ②をいいます。以下同じ。)における「多額の金銭その他の重大な利益を得ている」とは、過去、そのような利益を得たことのある者を含みますか。

- 原則含みません。
- ▶ 一方で、外国政府等から過去に貸与等の形で利益を受け、外国政府等に履行期限の到来した債務又は履行期限の定めのない債務を負っている場合は、債

務履行請求の不行使という利益を得ているものと考えられます。

Q50: 学生時代に外国政府より返済義務のない奨学金を受けていた者や、入社後の現在も外国政府から受領した奨学金の返済を行っている社員がいますが、このような者は特定類型②に該当するのでしょうか。

- ▶ 雇用されるより以前に外国政府等から奨学金を受領又は奨学金の返済を免除された者は、原則として、特定類型②には該当しません。
- ▶ また、奨学金の返済を雇用後も行っている場合も同様です。
- ▶ ただし、学生時代に外国政府等から受けていた奨学金について、雇用後に返済を免除されたような場合などはこの限りではなく、免除額同等の利益を受けたものとして、当該免除された金額が年間所得(利益を受けた当該年の年間所得見込み額)のうち25%以上を占める場合は特定類型②に該当します。

Q51:本学Xの教授Aは、外国政府等から研究資金の提供を受けていますが、 使途は研究費に限定されており、受領者本人を含む人件費には充てることはで きないことになっています。この場合、当該研究資金は特定類型②における「多 額の金銭その他の重大な利益」に該当しますか。

- ▶ 大学の資金担当の管理の下、受領者個人(すなわち、教授A)の所得にならず、大学X又は所属研究室の所得となるのであれば特定類型②には該当しません。
- ▶ 一方、受領者個人(すなわち、教授A)の所得になる場合は、該当します。

Q52:本学Xが主宰する研究室Yは、外国政府等から研究資金の提供を受けています。この場合、研究室Yに所属する教授Bは特定類型②に該当しますか。

- ▶ 大学の資金担当の管理の下、受領者個人(すなわち、教授B)の所得にならず、大学X又は研究室Yの所得となるのであれば特定類型②には該当しません。
- ▶ 一方で、管理を潜脱する意図をもって、形式的な受領主体を大学又は研究室とし、実質的には教授個人が利益を受けるような場合は特定類型②に該当する可能性があります。

Q53:金銭以外の利益を受ける場合、当該利益はどのように金銭換算すれば良いですか。

- ▶ 外国政府等から金銭ではない利益を受ける場合、当該利益を金銭換算して、 年間所得の25%以上を占めるか判断することになります。金銭換算は、通 常の商慣習において一般的に用いられる方法で行う必要があります。
- ▶ 例えば、債権であれば、当該債権の額が該当し、株式であれば、適切な方法に基づく当該株式のバリュエーションの額が該当し、動産であれば、市場で売却した場合の金額が該当することが考えられますが、それ以外の方法であって、通常の商慣習において一般的に用いられる金銭換算の方法を否定するものではありません。

8. 類型③について

- Q54:外国の国家情報活動について、法律上協力義務を負う者は特定類型③ (役務通達1(3)サ③をいいます。以下同じ。)に該当しますか。
- ▶ 外国の国家情報活動について法律上協力義務が課されているだけでは特定 類型③に該当しませんが、当該法律に基づき当該外国政府等から本邦におけ る行動に関し指示又は依頼を受ける場合は特定類型③に該当します。

9. 申請実務について

- Q55:居住者Aが特定類型に該当する居住者B(非居住者Cの影響を受けている)に対して技術提供を行う場合、誰に対して技術を提供するものとして許可申請が必要になりますか。
- ▶ 取引の相手方を居住者B、利用する者を非居住者Cとして許可申請いただく ことになります。
- Q56:居住者Aが特定類型に該当する居住者Bに対して技術提供を行う場合において、居住者Bが複数の外国法人等に雇用される等して影響を受けている場合、そのすべての外国法人等を利用する者として許可申請を行う必要がありますか。
- ▶ 理論上はご理解の通りですが、実態として相当まれなケースと理解してお

ります。

- Q57:特定類型に該当する居住者について許可申請をする場合、利用する者は どのように確認すれば良いですか。
- ▶ 居住者Aが特定類型に該当する居住者B(非居住者Cの影響を受けている) に対して技術提供を行う場合において、許可申請をする場合は、利用する者 を非居住者Cとして許可申請いただくことを想定しています。
- Q58:居住者Aが特定類型に該当する居住者B(非居住者Cの影響を受けている)に対して技術提供を行う場合、居住者Aから非居住者Cを利用する者として許可申請することになりますが、当該技術について居住者Bが非居住者Cに対する提供に関する許可を取得している場合は、居住者Aから非居住者Cに対する技術提供に関する許可は必要になりますか。
- ➤ 居住者B(非居住者Cの影響を受けている)が特定類型に該当する場合において、居住者Bから非居住者Cに対する技術提供に関して、居住者Bが既に許可を取得している場合又は貿易外省令に規定する許可例外に該当する場合、当該許可又は許可例外の対象となる技術を居住者Aが居住者Bに対して提供するにあたり許可は不要です。
- Q59:特定類型に該当する居住者について許可申請を行う場合、特定類型に 該当することだけをもって一律に不許可になりますか。
- ▶ 特定類型に該当することだけをもって、一律に不許可にすることは想定しておりません。
- ➤ 居住者Aが特定類型に該当する居住者B(非居住者Cの影響を受けている)に対して技術提供を行う場合において、当該技術提供が国際的な平和及び安全の観点から懸念がない場合には許可されることになります。
- Q60:特定類型に該当する居住者に対して、法第25条第1項又は第2項に基づく提供を行うに当たり、包括許可は利用できますか。
- ▶ 特定類型に該当する居住者に対して、法第25条第1項又は第2項に基づく 提供を行うに当たっては、包括許可を利用することができます。

10. 大学・研究機関関連

Q61: 役務通達別紙1-3(1)1. に記載のある「商慣習上当該役務取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面」は、今回の省令・通達等の改正が施行される以前から、本学において学生を受け入れる際に学生等から入手していた書類と解釈して良いでしょうか。

- ➤ ご理解の通りです。現在も、各大学が保有技術の機微度等それぞれの実情に応じて、学生受入れの際に必要な書類を取得するなどにより、任意に機微技術管理を行っていただいているものと承知しています。今回の「みなし輸出」管理の運用明確化後についても、従来通りの書類を取得いただくことを想定しています。
- ➤ その上で、昨今、人を介した機微技術の流出の懸念が高まっており、大学における利益相反管理の高度化が国際的な研究ネットワークに参加し続けるための前提条件となるなかで、各大学が保有技術の機微度等それぞれの実情に応じて、適切な機微技術管理を行っていただく事が重要と考えています。

Q62:学生から取得している書類からは、外国政府等から奨学金を得ていることは分かりますが、年間所得の何%を占めているかまでは分かりません。この場合は、当該学生は役務通達別紙1-3の1(1)rの「特定類型②に該当することが明らかである場合」に該当しないものとして扱って良いでしょうか。

- ▶ 一般に外国政府等から奨学金を受給している学生は、年間収入の多くを奨学金が占めていると考えられるため、類型②に該当するものとして扱ってください。
- ▶ ただし、その後に追加的に書類を確認する等により、奨学金が年間所得に占める割合が25%以下であることが確認された場合は、類型②非該当として扱っていただいて構いません。

Q63:所属する教職員から外国の大学から名誉教授の称号を得ているが問題が無いかとの相談がありました。当該教職員を類型②の該当者として扱う必要はありますか。

- ▶ 名誉教授の称号を得ることのみをもって、類型②に該当するものとして扱っていただく必要はありません。
- ▶ この他、勲章など金銭換算が困難なものについても、当該勲章に極めて高価な材料が使われている場合など特殊な場合を除いて、その受領のみをもって

類型②該当として扱っていただく必要はありません。

Q64:外国の大学に籍を置く大学教授等をサバティカル制度において本邦大学で受け入れる場合、当該教授等は類型①に該当しますか。

- ▶ まず、当該大学教授等が本邦大学と雇用契約を結んでおらず、入国後6ヶ月 経過していない場合など当該大学教授が非居住者である場合には、従来から 「みなし輸出」管理の対象です。
- ▶ 当該大学教授等が居住者となっている場合は、本邦大学との雇用関係の有無 に関わらず類型①に該当します。

Q65:学内で大学主催の非公開の学位論文発表会を予定しています。発表会では、外為法管理対象技術に言及する可能性があります。この場合、参加者の特定類型該当性を確認し、該当者がいる場合は、事前に経産省への許可申請を行う必要はあるのでしょうか。

- ▶ 基本的にはご理解の通りです。不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術情報でなければ、貿易外省令に規定される許可例外を適用できません。非公開の場合は、講演会の内容を十分に精査し、必要に応じて経済産業省へ許可申請を行うことが必要です。
- ▶ なお、学内からの出席者については、通常大学側で既に特定類型の該当性が確認されているものと考えられ、発表会の開催にあたり、改めて特定類型該当性確認をやり直していただく必要はありません。
- ▶ また、学外からの出席者がいる場合は、当該出席者について、通常は指揮命令下にない者としての確認が求められることになりますので、当該発表会への参加を認めるにあたり通常取得する書面(参加申込書など)に特定類型に該当することが明確に記載されていない限り、原則特定類型非該当と扱っていただいて差し支えありません。